

計画作成年度	令和5年度
計画主体	山形県酒田市

酒田市 鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：酒田市 農林水産部 農政課
所在地：山形県酒田市本町2丁目2番45号
電話番号：0234-26-5752
FAX番号：0234-26-6483
メールアドレス：nosei@city.sakata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	【鳥類】	①ハシブトガラス、ハシボソガラス、②ムクドリ、③カワウ
	【獣類】	④ツキノワグマ、⑤ハクビシン、⑥イノシシ、⑦ニホンジカ、⑧ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度	
対象地域	山形県 酒田市	

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状

鳥獣の種類	被害の現状（令和3年度）※		
	品目	被害面積	被害金額
①ハシブトガラス、 ハシボソガラス	・水稲	50 a	360千円
	・メロン	95 a	7,500千円
	・イチゴ	5 a	531千円
	・スイカ	3 a	300千円
	・日本ナシ	10 a	300千円
②ムクドリ	・日本ナシ	14 a	380千円
③カワウ	—	不明	不明
④ツキノワグマ	・水稲	3 a	3千円
	・カキ	50 a	600千円
⑤ハクビシン	・イチゴ	12 a	1,328千円
	・スイカ	1 a	50千円
	・ブドウ	1 a	100千円
	・日本ナシ	20 a	560千円
⑥イノシシ	・水稲	30 a	270千円
	・ソバ	200 a	100千円
⑦ニホンジカ	—	被害なし	被害なし
⑧ニホンザル	—	被害なし	被害なし
	計	494 a	12,382千円

※「令和3年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査」報告値による。

(2) 被害の傾向

①ハシブトガラス、ハシボソガラス

例年、本市では最も被害額の大きい鳥獣であり、市全域での水稻への被害のほか、川南地域のメロンや八幡地域の日本ナシなどへの被害がみられる。

②ムクドリ

鳥獣被害対策実施隊による追払いや駆除により、被害額は減少傾向にあるが、例年、鳥海地域や八幡地域の日本ナシへの被害がみられる。

③カワウ

主に日向川流域において、冬期間に鮭の稚魚などが食害に遭う恐れがあり、被害額などは不明だが、例年、鳥獣被害対策実施隊による追払いを実施している。

④ツキノワグマ

人里近くへの出没回数や農作物被害額は、その年により変動があるが、中山間部におけるカキやクリなどの他、畜舎の飼料などに被害がある。被害額は、概してそれほど多くはないが、人里近くへ出没した場合には、人的な被害の発生が懸念される。

⑤ハクビシン

主に川南地域において、イチゴやスイカその他、八幡地域の日本ナシなどに被害がみられる。市全域において、山林のみならず農村集落内にも生息しているとみられ、例年の被害規模も少なくない。

⑥イノシシ

近年、中山間地域で目撃事例が増加しており、水田に侵入して、稲を倒伏させたり、農道や畦畔を掘り返したりする等の被害が発生している。現段階での被害額は大きくはないが、今後、生息数の増加による農作物等被害の拡大や人的な被害の発生も懸念される。

⑦ニホンジカ、⑧ニホンザル

現在のところ農業被害は発生していないが、少ないながら目撃情報もあるため、区域外からの移入定着による農作物等被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）※	目標値（令和7年度）
①ハシブトガラス ハシボソガラス	8,991千円	8,463千円
②ムクドリ	380千円	356千円
③カワウ	不明	0
④ツキノワグマ	603千円	566千円

⑤ハクビシン	2, 038千円	1, 916千円
⑥イノシシ	370千円	346千円
⑦ニホンジカ	被害なし	0
⑧ニホンザル	被害なし	0
計	12, 382千円	11, 647千円

※現状値は「令和3年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査」報告値による

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲の実施主体となっている猟友会会員の高齢化などに伴う担い手不足が進行しており、今後の捕獲に係る活動に支障がでる恐れがある。 ・イノシシ等、新たに生息域が拡大してきた鳥獣について、地域の事情に応じた効率的な捕獲方法を模索している。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・花火等の利用による追払い ・電気柵等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・花火等による追払いについては効果が一時的であり、継続して取り組まないと効果が出にくい。 ・電気柵、侵入防止策等は補助金を活用しているものの、導入コストが高い。
生息環境管理その他の取組	・鳥獣の習性や被害防止技術について、対象鳥獣捕獲員による定期的な研修の受講	・緩衝帯の設置や放任果樹の除去に関する知識の普及・啓発

(5) 今後の取組方針

- ①農作物被害や人的被害を防ぐためには、野生鳥獣が集落や農地に出没しにくい環境づくりが重要となる。そのために出没の誘因となるような農業残渣の除去、放任果樹の処理や適期収穫、また鳥獣の隠れ場所となり得る農地周辺の藪の下刈りなどの必要性を住民に対して周知啓発を図り、可能な範囲で、その実施を促していく。
- ②農地においては、食害などの予防対策として、電気柵や金網柵などの防護柵の設置の有効性を住民に周知するとともに、設置費用について支援していく。
- ③野生鳥獣の適正な生息数の実現に向けて、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）、第4期山形県ツキノワグマ管理計画（令和4年度～令和8年度）、第2期山形県イノシシ管理計画（令和3年度～令和7年度）など、県による関連計画との整合性を図りながら、適切かつ効果的な追払いや捕獲を実施する。

- ④イノシシ等、新たに生息域が拡大してきた鳥獣については、情報収集に努めるとともに、地域の実情に適合した効果的な対策を検討、実施していく。
- ⑤捕獲体制を強化、維持するため、主に捕獲の役割を担っている猟友会の会員数増加に向けた活動の周知など、鳥獣被害対策実施隊の担い手育成に努める。
- ⑥従来の被害防止対策では効果が弱いと思われる場合には、市が関係機関などと連携し、必要に応じて地域協議会の設置を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・ 酒田市鳥獣被害対策実施隊 ・ 山形県猟友会酒田支部 	<p>当該猟友会員の中から対象鳥獣捕獲員を任命し、市内各地域からの依頼に基づき、専門知識及び技能を活かして、有害鳥獣の追払い及び捕獲活動を行う。</p>
--	--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	①ハシブトガラス ⑤ハクビシン ハシボソガラス ⑥イノシシ ②ムクドリ ⑦ニホンジカ ③カワウ ⑧ニホンザル ④ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器や捕獲用わなを活用した捕獲活動の実施。 ・ ハクビシンについては、農業者及び民間の駆除業者等により捕獲を実施する。
令和6年度	①ハシブトガラス ⑤ハクビシン ハシボソガラス ⑥イノシシ ②ムクドリ ⑦ニホンジカ ③カワウ ⑧ニホンザル ④ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器や捕獲用わなを活用した捕獲活動の実施。 ・ ハクビシンについては、農業者及び民間の駆除業者等により捕獲を実施する。
令和7年度	①ハシブトガラス ⑤ハクビシン ハシボソガラス ⑥イノシシ ②ムクドリ ⑦ニホンジカ ③カワウ ⑧ニホンザル ④ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器や捕獲用わなを活用した捕獲活動の実施。 ・ ハクビシンについては、農業者及び民間の駆除業者等により捕獲を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等設定の考え方</p> <p>山形県第13次鳥獣保護管理事業計画、山形県第二種特定鳥獣管理計画の他、県による関連計画に基づき、被害状況等を総合的に勘案した捕獲を行っていく。</p> <p>①ハシブトガラス、ハシボソガラス、②ムクドリ、③カワウ 鳥獣被害対策実施隊の捕獲実績を参考として設定。</p> <p>④ツキノワグマ 山形県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数管理を行う。</p>

⑤イノシシ 生息状況、被害状況等に応じて、捕獲頭数を勘案する。
⑥ハクビシン 市内の捕獲実績を参考として設定。
⑦ニホンジカ、⑧ニホンザル 現在のところ農業被害は発生していないため、設定を行わない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①ハシブトガラス ハシボソガラス	40羽	40羽	40羽
②ムクドリ	130羽	130羽	130羽
③カワウ	5羽	5羽	5羽
④ツキノワグマ	山形県第二種特定鳥獣管理計画に基づく。		
⑤イノシシ	生息状況、被害状況等に応じて、捕獲頭数を勘案する。		
⑥ハクビシン	3頭	3頭	3頭
⑦ニホンジカ ⑧ニホンザル	—	—	—

捕獲等の取組内容
①ハシブトガラス、ハシボソガラス、②ムクドリ、③カワウ 主な被害発生の時期として、カラス類は春～秋、ムクドリは夏、カワウは冬を中心に、市内一円で銃器等による追払いや捕獲を実施する。
④ツキノワグマ、⑤イノシシ 山形県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、主に中山間地域において被害が発生する春～秋に、箱わな、くくりわな(ツキノワグマは除く)の設置及び銃器による捕獲を実施する。
⑥ハクビシン 被害が発生する主に春～秋に、市内一円で箱わな設置による捕獲を実施する。
⑦ニホンジカ、⑧ニホンザル 現在のところ、ほとんど生息が確認されておらず、捕獲は行わない。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃は散弾銃に比して、弾道距離と命中精度が上がることから、広範囲に行動する獣類を効率的に捕獲するために必要である。鳥獣被害対策実施隊員がライフル銃を用いて捕獲を実施する場合、見通しが利きバックストップがある場所等、適切な時期と場所、周囲への安全対策等に充分配慮して実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・イノシシ	被害状況に応じて整備を検討する。	被害状況に応じて整備を検討する。	被害状況に応じて整備を検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ イノシシ	集落周辺等では花火による追払いを行う。	集落周辺等では花火による追払いを行う。	集落周辺等では花火による追払いを行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

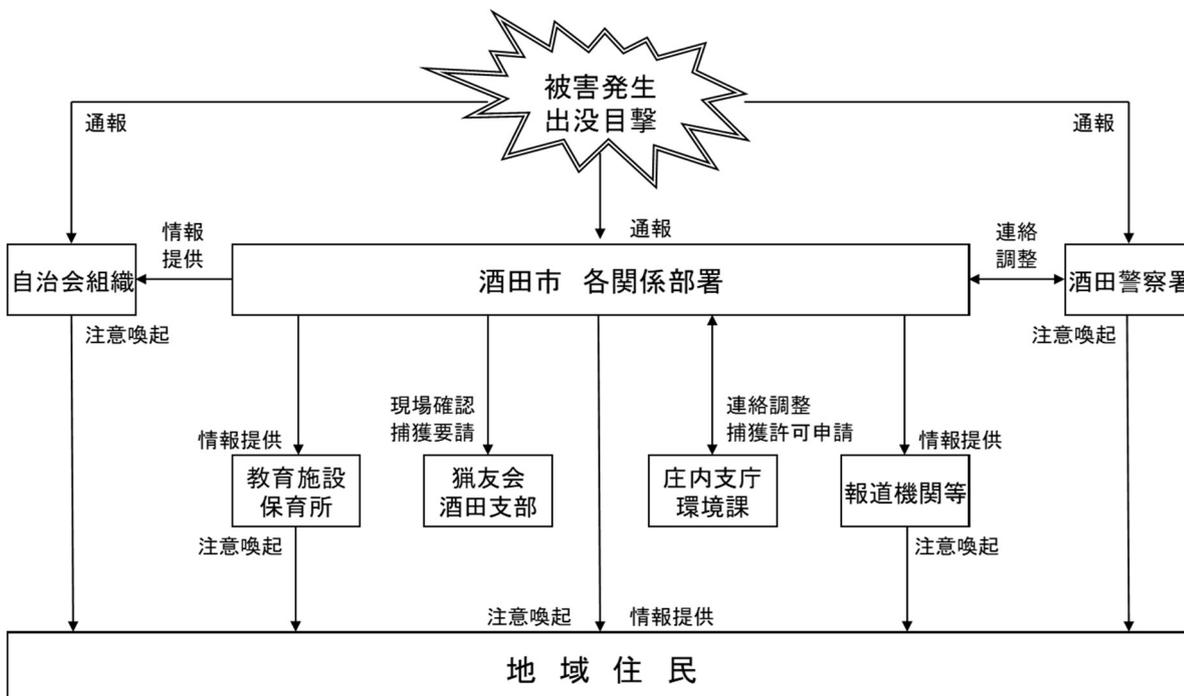
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	①ハシブトガラス ⑤ハクビシン ハシボソガラス ⑥イノシシ ②ムクドリ ⑦ニホンジカ ③カワウ ⑧ニホンザル ④ツキノワグマ	・農地周辺の藪の刈払い等により、定着しにくい農地環境づくりを推進する。 ・放任果樹の管理や生ゴミを放置しない等の取り組みについて啓発を図る。
令和6年度	①ハシブトガラス ⑤ハクビシン ハシボソガラス ⑥イノシシ ②ムクドリ ⑦ニホンジカ ③カワウ ⑧ニホンザル ④ツキノワグマ	・農地周辺の藪の刈払い等により、定着しにくい農地環境づくりを推進する。 ・放任果樹の管理や生ゴミを放置しない等の取り組みについて啓発を図る。
令和7年度	①ハシブトガラス ⑤ハクビシン ハシボソガラス ⑥イノシシ ②ムクドリ ⑦ニホンジカ ③カワウ ⑧ニホンザル ④ツキノワグマ	・農地周辺の藪の刈払い等により、定着しにくい農地環境づくりを推進する。 ・放任果樹の管理や生ゴミを放置しない等の取り組みについて啓発を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等	役割など
酒田警察署	緊急時：銃器の取扱いについての指導・助言等 平常時：被害情報収集・提供、住民への注意喚起
酒田地区広域行政組合消防本部	緊急時：負傷者の応急処置、医療機関への搬送等 平常時：被害状況の情報提供等
各コミュニティ振興会 各自治会	緊急時：住民への注意喚起、避難誘導 平常時：鳥獣出没情報通報、注意喚起
山形県猟友会酒田支部	緊急時：鳥獣の追払いや捕獲等への助言や実施協力 平常時：鳥獣の捕獲に関すること
山形県庄内総合支庁	緊急時：関係機関との連携・支援等 平常時：狩猟免許取得の推進、有害鳥獣捕獲許可及び適正な捕獲指導等
酒田市 各関係部署	緊急時：被害情報収集・提供、住民への注意喚起 有害鳥獣捕獲申請許可に関すること等 平常時：被害対策の検討、関係機関との連絡調整

(2) 緊急時の連絡体制



※緊急時は、捕獲許可申請を口頭で行うことや、住民への注意喚起・情報提供に防災行政無線を利用すること等、必要に応じて行う。

※ツキノワグマ出没時の対応については、酒田市環境衛生課作成「酒田市ツキノワグマ出没時対応マニュアル」による。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律他、処理に関する法令等に基づき、地下埋設、焼却処理等、適切な方法によって処理する。

また、学術研究等の理由から、現地処理等を行う場合は、周辺を含む安全衛生及び環境衛生に十分に配慮し、鳥獣等の誘引防止対策を講じた上で実施するものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現段階では需要と供給、流通や販売などの環境が整備されておらず困難であるため、捕獲した鳥獣については、特段の利用は行わない。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等での屠体給餌、学術研究等）	同上

(2) 処理加工施設の取組

現段階では需要と供給等が伴わず、特段の利用を行える状況ではないため、今後の状況に応じて整備を検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現段階では需要と供給等が伴わず、特段の利用を行える状況ではないため、今後の状況に応じて検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	構成機関の名称及び役割
現在のところ設置未定	今後の被害状況等に応じて設置を検討する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
酒田市 各関係部署	各関係機関との連絡調整等
山形県庄内総合支庁	被害情報の調査、対策の検討・実施、指導及び助言等
庄内みどり農業協同組合	農業被害情報の収集・提供、被害対策の検討・実施
酒田市袖浦農業協同組合	農業被害情報の収集・提供、被害対策の検討・実施
山形県猟友会酒田支部	被害対策の検討・捕獲等の実施
北庄内森林組合	林業被害対策の調査・検討・実施
両羽漁業協同組合	水産業被害対策の調査・検討・実施
日向荒瀬漁業協同組合	水産業被害対策の調査・検討・実施
最上川第八漁業協同組合	水産業被害対策の調査・検討・実施

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年4月から酒田市鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員数は令和4年4月1日現在で40名。

山形県猟友会酒田支部の会員から任命し、鳥獣が出没した際の現場確認や、効果的な捕獲や追払い活動等に従事する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害状況や効果的な被害防止方法等に関する情報交換など、県や周辺自治体との連携を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画の期間内であっても、野生鳥獣の生息状況や社会状況等に変化が生じた場合等は、必要に応じて計画の見直しを行う。